
やまくら通信(やまぐち・くらしの安心ネット通信)平成 28 年 12 月 15 日-No. 1 6 9 -事務局: 山口県消費生活センター

■消費生活用製品の重大製品事故について■■■■■■■

<u>リコール対象製品〈石油ふろがま、電気ストーブ(カーボンヒーター)、電子レンジ〉で火災等の事故が発生しています!</u>

リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、お持ちの方は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/new_2016.html

★高齢者の方の中には、安全な使用のための情報に気付きにくい場合や、ご自身での対処が 難しい場合もありますので、周囲の方が気を配っていただくようお願いします。

★リコール対象製品は、

消費者庁「リコール情報サイト」http://www.recall.go.jp/で確認できます★

■ファンヒーターによる事故について■■■■■■■

家族構成や住居環境などによって多くの種類の暖房器具が使い分けられているようですが、みなさん どのような暖房器具をお使いですか?

NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)には、『石油ファンヒーター付近から出火して住宅を全焼した』『ガスファンヒーターを使用中、爆発した』『加湿機能付きの電気ファンヒーターを使用中、乳児が蒸気吹き出し口に触れてやけどを負った』などの事故情報が寄せられています。

多忙なこの時期こそ、使い慣れた暖房器具の"ついつい" "うっかり"には気をつけて、思わぬ事故にならないように製品は正しく使いましょう。

※暖房器具を安全に正しく使うポイントについては、別添ファイルの情報を参考にしてください。

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■



「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話:083-924-0999

事務局:山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL: $0 \ 8 \ 3 - 9 \ 2 \ 4 - 2 \ 4 \ 2 \ 1$ FAX: $0 \ 8 \ 3 - 9 \ 2 \ 3 - 3 \ 4 \ 0 \ 7$

メールアドレス: manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

H P: http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html